

事業名	大学知的財産本部整備事業
主管課及び関係課(課長名)	(主管課) 研究振興局研究環境・産業連携課(課長: 田中敏)
上位施策目標	<p>施策目標 6 - 1 産業を通じた研究開発成果の社会還元への推進</p> <p>達成目標 6 - 1 - 1 大学発特許取得数を10年間で15倍に増加する</p> <p>達成目標 6 - 1 - 2 大学発特許実施件数を5年後に10倍に増加する</p>
事業の概要	<p>内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、平成14年7月には、政府の知的財産戦略会議において「知的財産戦略大綱」が決定され、また、平成14年12月には、「知的財産基本法」が制定されたところである。</p> <p>この知的財産基本法において、政府は、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を策定し、及び実施する責務を有するとされ、現在、この基本法に基づき、「知的財産戦略本部」を中心に、政府が集中的かつ計画的に実施すべき施策の基本的な方針等についての「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」を作成されたところであり、今後、知的財産の創出、保護、活用に関する施策の一層の充実・強化が不可欠である。</p> <p>このため、大学等の知的財産を的確に取得・活用し、社会還元を促進するため、大学知的財産本部整備事業において、大学における知的財産の取得・管理・活用を戦略的にマネジメントするための体制を構築するため、約30の国公立大学等において知的財産戦略の企画・立案等に必要なる外部人材の確保や調査のための費用等の充実・強化を図る。</p>
予算額及び事業開始年度	平成16年度概算要求額: 3,230百万円(平成15年度予算額2,415百万円) 事業開始年度: 平成15年度
必要性	<p>「知の世紀」たる21世紀において、我が国経済社会が国際競争力を強化し、活力の維持・発展を図っていくためには、優れた知的財産を創出することはもとより、これらの確保、活用を推進することにより経済・社会の活性化を促進することが極めて重要である。国立大学の法人化(平成16年度)に合わせ、特許等知的財産の機関帰属への転換が国の方針として示されていることを踏まえ、「知」の源泉たる大学において、知的財産の戦略的な取得・活用を進めるための環境整備を図ることが急務となっている。</p> <p>大学の主体的な取組を支援するため、大学が知的財産の戦略的なマネジメントを実施する上で必要となる優秀な外部人材の確保やTLO等外部組織との連携体制強化を図るための支援措置が必要である。</p> <p>これらについては、知的財産の創出、保護及び活用に関する推進計画や総合科学技術会議の各種報告書等においても同様の指摘がなされており、文部科学省としても、特に大学の知的財産の活用による研究成果の社会還元を図ることは大学改革を進める上でも重要であることから、早急に必要な施策を講じる必要がある。</p> <p>今回、34件のモデル構想及び9件の「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」支援機関が選定されたことにより、今後の大学における知的財産戦略体制について実証すべき先駆的なモデルとして一層の注目が高まり、また、他大学にその結果を承継していくことが期待される。よって今後も一定の期間における事業の継続による支援措置をすることが必要である。</p> <p>なお、平成16年度機構定員要求において、政府の方針である「知的財産立国」の実現のため、上記施策を含む知的財産の保護及び活用等に関する施策を実施すべく研究成果展開企画官を要求しているところ。</p>
効率性	<p>大学における知的財産の取得・管理・活用を戦略的にマネジメントするための体制を構築することにより、大学の研究成果の社会還元が促進されることとなる。</p> <p>また、選定された各機関による知的財産戦略の体制整備パターンを充実させることにより、あらゆる条件下にある他大学等に体制整備の方法を承継することが可能となるものである。</p>
有効性	<p>達成効果の把握の仕方(検証の手順)</p> <p>外部有識者による中間評価により、事業内容の見直しや重点化を図ることとしている。</p>
	<p>得ようとする効果の達成見込みの判断根拠</p> <p>我が国の大学等の研究ポテンシャルは、国際的にも高い水準にあるとされる一方、企業側の大学に対する満足度は低いとの指摘がある。このような状況を踏まえ、社会ニーズを適切に反映し、研究成果の社会還元を促す取組を進めることとしたものである。</p>

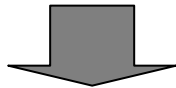
拠(判断基準)		
得ようとする 効果及び達成 年度	平成17年度に行う中間評価を踏まえて最大5年間事業 を実施し、大学が知的財産の戦略的なマネジメントを実施 する体制を構築する。	達成年度
		平成19年度
備 考	平成16年度機構定員要求：研究成果展開企画官（機構・定員） 「知的財産基本法」(平成14年法律第122号) 「知的財産戦略大綱」(平成14年7月3日、知的財産推進会議決定) 「知的財産の創出、保護及び活用に関する推進計画」(平成15年7月8日、知的財産 戦略本部決定) 「知的財産戦略について(意見)」(平成15年6月19日、総合科学技術会議決定) 「第2期科学技術基本計画」(平成13年3月30日、閣議決定) 「平成16年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」 (平成15年6月19日、総合科学技術会議決定)	

# 大学知的財産本部整備事業

～ 知的財産の戦略的「創出」「取得」「管理」「活用」のための体制整備～

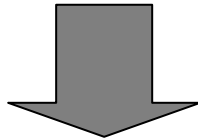
## ポイント

- ・ 知的財産の機関一元管理への移行を踏まえた体制構築
- ・ 大学の自由な発想に基づく新しいマネジメント体制
- ・ 民間企業経験者等の外部人材の積極的活用
- ・ TLO等外部組織との連携強化



## 産学官連携の強化

各研究プロセスにおける成果の計画的な権利化  
実用化に直結する知的財産の創出



## 優れた知の創造と活用による経済・社会の活性化

- ・ 新産業の創出
- ・ ベンチャーの育成
- ・ 知的財産を活用した国際競争力の強化 等
- 「知的財産立国」の実現

・ 知的財産管理体制イメージ  
(例)

